

PEACE規約

PEACE全員の総意に基づき、全体会議の決議を経たPEACE規約の交付とする。

ー総則ー

第一条（目的）

楽器演奏を通して、様々なジャンルの音楽・楽器について、より多くの人に興味・関心を持ってもらうことを目的とする。

第二条（名称）

本団体はPEACEと称す。

第三条（構成）

本団体は立命館大学学生を中心に、このサークルの理念に賛同する者でもって構成する。

第四条（活動）

本団体は目的達成のために、日々の練習に力を入れ、積極的に演奏する場を設けて、活動する。

第五条（サークル員）

本団体のサークル員は本団体の理念を理解・納得・賛同し、本規約を遵守出来る者とする。

第六条（義務）

①年間サークル費5000円を必ず支払うこと。支払わない者には特別な理由がない限り活動参

加資格を与えない。

②総会・例会・練習には特別な理由がない限り欠席しないこと。

③決められた集合時間には特別な理由がない限り遅れずに来ること。

④メーリングリストの登録をすること。

第七条（禁止事項）

①暴力行為、誹謗中傷行為。

②公序良俗に反する行為。

③宗教等の勧誘行為。

④本規約に反する行為。

これらの禁止事項を守れない場合は除名も考えうる処罰を処す。

ー意思決定機関ー

第八条（総会）

サークルの最高意思決定機関。セメスター方針を決定する場。

第九条（例会）

サークルの準最高意思決定機関。総会で取り扱わない内容においてはこの場が最高意思決定機関である。毎月開くものとする。ここでは基本的に連絡事項の伝達、収支報告を行い、時期によってはイベントの選曲や、企画の提案なども受け付ける。例会終了後は例会に出席できなかったサークル員のために、ホームページの連絡事項の欄に必ず例会内容を掲載する。

第十条(EC)

サークルの基本的な方針を決定する。役員が参加する会議総会・例会前に開くものとする。

ーその他ー

第十一条(HP)

連絡事項の詳細、サークル員の予定表、サークル活動紹介などはこのページに掲載する。

第十二条(ML)

サークル員全体への連絡はメーリングリストを使用して行う。このメーリングリストにはサークル員以外は登録できないものとする。また、サークル活動に全く関係のない事項はメーリングリストを使用しての連絡を禁ずる。